

# 「北海道の食」ブランド キャッチフレーズ・ロゴマークに係るQ&A

(令和2年1月24日現在)

## 1. キャッチフレーズ・ロゴマーク全体について

### Q1 キャッチフレーズ及びロゴの目的（本来の意義）は何か。

A1 このキャッチフレーズ及びロゴは、イベント等の機会における活用等を通じ、道産食品のブランド力向上を図ることを目的としており、「北海道の食」ブランドを象徴的に表現するものとして広く使用してもらうことを趣旨としています。

なお、「道産品、道の推奨品を示す」との誤解を与えることを防止するため、販売目的の商品自体や容器・包装等への使用はできません。

## 2. ロゴマークの使用対象等について

### Q2 ロゴを使えるのはどのような場合か。（使用制限を受けるのは何か。）

A2 ロゴの使用対象は次のとおりです。販売目的の商品やそのパッケージ以外のものに限り  
ます。

○使用対象の考え方

	内容区分	対象物	使用可否
「北海道の食」の ブランド力向上 を図るキャンペ ーン等	○道が主催・共催・後援するプロモーション ○民間企業・団体が行うプロモーション ○名刺、封筒、広報媒体など	ポスター、チラシ（広告）、カタログ、パンフレット、リーフレット、ホームページ、看板、パネル、横断幕、旗、のぼり、暖簾、PRビデオ、名刺、封筒、ユニフォーム、社内報、車体 など	○
上記以外	○販売目的のもの (商品自体やその容器・包装等)	上記以外の販売を目的とした食品、物品 など	×

※『「北海道の食」ブランド キャッチフレーズ・ロゴマーク使用マニュアル』に反するものは使用できません。

※商品以外であっても、使用目的や使用・表示方法が次に該当する場合は使用できません。

- ①北海道の信用又は品位を害すると認められる場合
- ②消費者の利益を害すると認められる場合
- ③特定の政治活動（選挙活動を含む）や宗教活動に関する認められる場合
- ④自己のシンボルマーク、商標として使用する場合
- ⑤法令や公序良俗に反すると認められる場合

など

### Q3 販売目的の商品以外にキャッチフレーズ及びロゴを使用する場合、及び商品を紹介するポスター、チラシ（広告）、看板などにキャッチフレーズ及びロゴを使用する場合気をつけることは何か。

A3 いずれの場合も使用する前に届出が必要です。

なお、使用するロゴについては、『「北海道の食」ブランドロゴマークデザインマニュアル』の「基本デザイン」、「基本表記」及び「基本セットパターン」を使用することとし、「使用不可例」にならないように注意してください。

### 3. 届出の手続きについて

#### Q 4 届出に必要なものは何か。

A 4 届け出に必要なものは次のとおりです。

- ・使用届出書（様式、記載例はホームページ『「北海道の食」ブランド キャッチフレーズ・ロゴマークの使用について』内に掲載しています。）
- ・使用デザイン案（キャッチフレーズ及びロゴを貼り付けたデザインを案の段階で提出してください。）
- ・会社概要（個人または会社以外の団体等は活動の概要となります。）

#### Q 5 一度届出をしたら、あとは自由に使用可能か。

A 5 一度届出を受けた場合でも、デザインの変更や新たなものにキャッチフレーズ及びロゴマークを使用する場合は、改めて事前の届出が必要です。

#### Q 6 キャッチフレーズとロゴマークの違いは何か。

A 6 キャッチフレーズは「食絶景北海道」の言葉そのものを指し、ロゴマークはデザインマニュアルで基本デザイン、基本表記及び推奨デザインを定めた「食絶景北海道」及びロゴタイプ」のことを指します。

#### Q 7 保護エリアとは何か。

A 7 ロゴマークの周囲に設ける余白部分のことで、横書きのロゴマークで上下をAとした場合、Aの6分の1以上のサイズで設置が必要です。詳細は、ホームページ内の使用マニュアル及びデザインマニュアルを参照してください。

#### Q 8 使用責任者や住所が変更になったが、どのような手続きが必要か。 使用を止めたときは届出が必要か。

A 8 一度届出をした内容を変更する場合は、原則その都度申請が必要となりますが、使用責任者や住所の変更など、デザイン案以外の一部変更については、食関連産業室へのメールやFAX等による連絡でもかまいません。

また、申請時に記載の使用期間と異なる時に使用を中止する場合には、メールやFAX等でその旨を食関連産業室へご連絡ください。

#### Q 9 個人で使用する場合、どのような手続きが必要か。

A 9 個人でキャッチフレーズ及びロゴマークを使用する場合でも、会社等と同様の書類提出が必要（Q 4参照）。

なお、会社概要に代わるものとして、特に様式はありませんが、キャッチフレーズ及びロゴマークの使用に関する活動の概要を添付してください。

**Q10 印刷業者等が発注元の依頼（指示）によって使用する場合は、印刷業者からの届出でもよいか。**

A10 このキャッチフレーズ及びロゴマークは実際に使用する会社、個人等から届出をするものであるため、発注元から提出してください。